

# 京都府公立大学法人教職員給与規程

平成20年4月1日  
京都府公立大学法人規程第15号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

**第3条** 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

**第4条** この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

## 第2章 給与

### 第1節 給料

(給料)

**第5条** 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

**第6条** 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。
- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。

(5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。

(6) 指定職給料表は、学長である教職員に適用する。

3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

**第7条** 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

**第8条** 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

（再雇用教職員の給料月額）

**第9条** 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（短時間勤務教職員の給料月額）

**第10条** 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、理事長が定めるその者の勤務時間を京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 京都府公立大学法人教職員再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第11条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前3条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、再雇用規程第11条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

**第11条** 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前の期間で理事長が別に定めるものにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

**第11条の2** 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して著しく特殊な教職員の職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

(給料の支給方法等)

**第12条** 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

**第13条** 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第2節 手当

(手当の種類)

**第14条** 教職員には、給料のほかに、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 管理職手当
- (14) 初任給調整手当
- (15) 期末手当
- (16) 勤勉手当
- (17) 退職手当

(扶養手当)

**第15条** 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から

第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務9級以上教職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出等）

**第16条** 新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる 事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）。

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日か

ら15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じたとき。

(2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至ったとき。

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務9級以上教職員等が事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外の教職員となったとき。

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で事務9級以上教職員等以外のものが事務9級以上教職員等となったとき。

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等以外のものが事務8級教職員等となったとき。

(7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となったとき。

(地域手当)

**第17条** 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市、相楽郡精華町及び与謝郡与謝野町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、京都市にあつては100分の9.4を乗じて得た額、相楽郡精華町にあつては100分の4.4を乗じて得た額、南丹市及び与謝郡与謝野町にあつては100分の3.2を乗じて得た額とする。

3 教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、与謝郡与謝野町に在勤する教職員には、前2項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

4 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前3項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異

動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 5 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であった者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

**第18条** 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
  - （2）第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号から第3号までのいずれかに掲げる教職員のうち第4号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号から第3号までのいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第4号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- （1）前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円以下の家賃を支払っている教職員 1,000円
  - （2）前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円を超え月額2万1,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万1,000円を控除した額に相当する額
  - （3）前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万1,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万1,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が2万円を超えるときは、2万円）を1万円に加算した額に相当する額
  - （4）前項第2号に掲げる教職員 前3号までの規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

**第19条** 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- （1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
  - （2）通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
  - （3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1）前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者

の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

- (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、2,600円（自転車以外の交通の用具を使用することを常例とする教職員の場合において、通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに620円を2,600円に加算した額とし、その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円とする。）に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
- (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 前項の場合において、同項各号に定める額を支給単位期間で除して得た1箇月当たりの額が6万円を超えるときは、同項に規定する通勤手当の額は、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。第1号において単に「住居」という。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額を超えるときは、支給単位期間につき、それぞれその額に支給単位期間の月数を乗じて得た額
  - ア 住居が京都府の区域内にある場合 3万円
  - イ アに掲げる場合以外の場合 2万円
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を支給し、又は返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

**第20条** 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場

所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

**第21条** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

（特地勤務手当）

**第22条** 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者については、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（時間外勤務手当）

**第23条** 時間外勤務手当は、教職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される



時間にした勤務に限る。)に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。

- 5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、教職員が勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は第3項の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間（育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員にあっては、別に定める時間を除く。）に対して支給する。
- 8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。
- 10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(宿日直手当)

- 第24条** 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。
- 2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,100円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,200円）を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、7,650円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては3万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては1万800円）を超えない範囲内において別に定める額とする。
  - 3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。  
(管理職員特別勤務手当)

- 第25条** 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員（以下「管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（週休日又は祝日法に基づく休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）のいずれかに該当する日をいう。次項において同じ。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日

等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした教職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)
    - ア 管理職員 1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額
    - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 アの別に定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

**第26条** 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

**第27条** 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日が同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

**第28条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

**第29条** 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

**第30条** 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。)にあっては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては6月に支給

する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当の支給制限)

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員(同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

**第32条** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支

給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

**第33条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前において理事長が別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
    - ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額
    - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第

31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（期末特別手当）

#### 第34条 削除

（育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給）

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（特定の教職員についての適用除外）

第36条 第15条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第15条、第16条、第17条第3項から第5項、第18条、第22条、第29条の規定は、再雇用教職員には、適用しない。

（扶養手当等の支給方法）

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

### 第3節 補則

（給与の減額）

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（1） 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

（2） 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

（3） 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

（勤務1時間当たりの給与額）

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（短時間勤務教職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

### 第4節 給与の特例

（非常勤職員の給与）

第40条 常勤を要しない職員（再雇用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。）の給与については、理事長が他の常勤の教職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。

（休職者の給与）

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

### 第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

### 第6節 口座振込みの方法による給与の支給

（給与の口座振込み）

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

## 第3章 雑則

（京都府からの派遣職員の特例）

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

（施行について必要な事項）

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者及び平成25年3月31日において京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者（以下「承継教職員等」という。）の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。

3 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員（承継教職員等を除く。）について、採用の事情等を考慮して、承継教職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、承継教職員等に準じて、給料を支給する。

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、第6条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる

額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の1.5（事務9級以上教職員等にあつては、100分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

- 6 第6条第1項第6号の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、給与規程第7条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

#### 附 則（規程第15-1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（規程第15-2号）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定の適用については、臨時の措置として、第30条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第33条第2項第1号ア中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府条例第23号）の施行の日から施行する。

#### 附 則（規程第15-3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、休職者の給与に関する規程第2条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（第20条第2項に規定する別に定める額を除く。）、特勤手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額の合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1 級	1 号給から56号給
	2 級	1 号給から24号給
	3 級	1 号給から 8 号給
教育職給料表	1 級	1 号給から32号給
	2 級	1 号給から12号給
医療職給料表	1 級	1 号給から52号給
	2 級	1 号給から32号給
	3 級	1 号給から16号給
	4 級	1 号給から 4 号級
看護職給料表	1 級	1 号給から56号給
	2 級	1 号給から40号給
	3 級	1 号給から16号給
	4 級	1 号給から 4 号級

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

(3) 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則（規程第15-4号）**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（規程第15-5号）**

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

**附 則（規程第15-6号）**

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において規程第11条第2項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあつては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第2項の規定による号給に応じた」とする。

3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則（規程第15-7号）**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則（規程第15-8号）**

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

（住居手当の経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第18条第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。

（施行日における号給の調整）



- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成21年1月1日において、改正前の規程第11条第1項の規定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-9号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（規程第15-10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（特地勤務手当の経過措置）
- 2 規程第22条第2項の100分の8は、平成26年3月31日までの間は100分の8、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は100分の6.8、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は100分の5.6、同年4月1日以降は100分の4とする。

附 則（規程第15-11号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
（号給の経過措置）
- 2 その職務の級が4級である職員のうち、この規程による改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程第6条第1項第5号に定められた給料表の適用を受けていた職員に対する改正後の第6条第1項第5号で定める給料表（以下「新給料表」という。）の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、新給料表の再雇用職員以外の職員の欄の職務の級の4級に142号給から161号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその1号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の1号給下位の号給とその1号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれの号給の給料月額が定められたものとする。

附 則（規程第15-12号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第3項の改正規定、附則第3項及び第4項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第2項第2号、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成26年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（平成27年4月1日における号給の調整）

- 3 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く）のうち、平成20年1月1日において職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第6条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成27年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第3項の規定による号給に応じた」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-13号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（規程第15-14号）

##### （施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年3月11日から施行する。ただし、第17条第3項、第19条第4項、第20条第2項、第25条第1項から第4項まで及び別表第1から第6までの規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成28年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第29条第1項の規定並びに附則第12項及び附則別表第1から第6までの規定は平成27年4月1日（次項及び附則第4項において「適用日」という。）から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

##### （適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

##### （適用日等における号給の調整）

- 4 教職員（適用日において、その職務の級における最高の号給を受けていた教職員（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-12号（以下「平成26年改正規程」という。））附則第3項の規定による号給を受けたことにより最高の号給を受けることとなった教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受けていた教職員である者を除く。）のうち、平成19年1月1日において第11条第1項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の適用日（適用日以後にその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教職員にあっては、適用日及び当該異動の日。以下この項において「適用日等」という。）における号給については、附則第14項の規定による改正前の平成26年改正規程附則第4項の規定がなおその効力を有することとした場合において、同項中「教職員（平成28年4月1日において除外教職員」とあるのを「教職員（平成27年4月1日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員（前項の規定の適用を受けることにより同日において最高の号給を受けることとなる教職員を含む。）及び指定職給料表の適用を受ける教職員」と、「平成28年4月1日」とあるのを「平成27年4月1日」と、「この項」とあるのを「前項の規定にかかわらず、この項」と読み替えて同項の規定が適用日に適用されていたとしたならば、その者が適用日等において受けることとなった号給となるよう、必要な調整を行うことができる。

##### （切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準じる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

##### （給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けるべき給料月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教

職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条及び第30条第5項（第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額（京都府公立大学法人教職員給与規程（規程第15-14号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料の額をいう。以下同じ。）との合計額は」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額に」と、第10条第2項及び第30条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と経過措置給料額との合計額」とする。
- 10 附則第6項から附則第8項までの規定による給料のほか、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第2号）附則第15項の規定による改正後の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第14項から附則第16項までの規定による給料を支給される教職員に関する前項の規定の適用については、「経過措置給料額（）」とあるのは、「経過措置給料額（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで及び）」とし、平成17年改正条例附則第17項の規定は、適用しない。

（平成30年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

- 11 平成30年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、「100分の9.4」とあるのは「100分の9.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の4.4」とあるのは「100分の4.4を超えない範囲内で別に定める割合」と、「100分の3.2」とあるのは「100分の3.2を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
- 12 第18条第2項第3号の規定の平成28年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万8,000円」と、平成29年3月31日までの間の適用については、「2万円」とあるのは「1万9,000円」とする。
- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

（平成26年改正規程の一部改正）

- 14 平成26年改正規程の一部を次のように改正する。  
附則第4項を削り、附則第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則（規程第15-15号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成28年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親

族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）。(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）。(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこ

れに相当する教職員として理事長が別に定めるもの（以下「事務8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第15条第1項ただし書並びに第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「事務8級教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「とき（事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「とき」と、同項第2号中「場合及び事務9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、事務9級以上教職員等から事務9級以上教職員等以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務9級以上教職員等以外の教職員から事務9級以上教職員等となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が事務9級以上教職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務8級教職員等が事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等が事務8级以上教職員等」と、同項第6号中「事務8級教職員等及び事務9級以上教職員等」とあるのは「事務8级以上教職員等」と、「が事務8級教職員等」とあるのは「が事務8级以上教職員等」とする。

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、京都府の例による。

附 則（規程第15-16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-17号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。ただし、第29条第1項及び別表第1から第5までの規定は平成29年4月1日から、第33条第2項の規定は同年6月1日から適用する。

附 則（規程第15-18号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

再雇用職員 以外の職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,400	195,100	231,800	265,300	291,600	322,500	366,900	412,800	463,800	527,900	
2	145,500	196,900	233,400	267,200	293,800	324,700	369,500	415,300	466,900	530,800	
3	146,700	198,800	234,900	269,000	296,200	327,100	372,000	417,800	469,900	533,900	
4	147,800	200,600	236,500	271,200	298,300	329,300	374,700	420,200	473,000	537,100	
5	148,900	202,200	238,100	273,000	300,300	331,500	376,600	422,100	476,000	540,200	
6	150,100	204,000	239,800	274,900	302,700	333,500	379,100	424,500	479,000	542,500	
7	151,200	205,900	241,300	276,800	305,000	335,800	381,400	426,600	482,100	545,100	
8	152,300	207,700	242,900	279,000	307,200	338,000	384,000	428,800	485,200	547,500	
9	153,400	209,400	244,200	281,100	309,200	340,000	386,500	430,800	488,000	549,900	
10	154,800	211,200	245,800	283,100	311,600	342,200	389,200	433,000	491,100	551,700	
11	156,100	213,000	247,400	285,200	313,800	344,300	391,900	435,100	494,100	553,600	
12	157,500	214,900	248,800	287,300	316,100	346,500	394,600	437,200	497,300	555,500	
13	158,800	216,300	250,300	289,300	318,300	348,300	397,000	438,900	500,000	557,200	
14	160,300	218,100	251,800	291,400	320,400	350,300	399,400	440,800	502,300	558,600	
15	161,800	219,800	253,100	293,400	322,600	352,500	401,600	442,800	504,700	560,000	
16	163,400	221,700	254,600	295,500	324,700	354,500	404,000	444,800	507,000	561,100	
17	164,700	223,400	256,100	297,400	326,800	356,200	405,800	446,700	509,100	562,400	
18	166,300	225,100	257,800	299,400	328,800	358,200	407,900	448,600	510,500	563,400	
19	167,800	226,700	259,500	301,500	330,800	360,100	409,800	450,400	512,100	564,300	
20	169,300	228,300	261,300	303,600	332,800	362,000	411,600	452,100	513,500	565,200	
21	170,700	229,900	263,000	305,600	334,700	364,000	413,500	453,900	514,700	566,100	
22	173,500	231,600	264,800	307,700	336,800	365,900	415,400	455,500	516,100		
23	176,100	233,200	266,500	309,700	338,800	368,000	417,200	456,900	517,600		
24	178,700	234,800	268,200	311,900	340,900	369,900	419,100	458,400	519,100		
25	181,500	236,000	270,300	313,600	342,300	371,900	420,900	459,800	520,300		
26	183,200	237,500	272,200	315,700	344,300	373,800	422,400	461,100	521,400		
27	184,900	239,000	274,000	317,700	346,200	375,900	424,000	462,400	522,600		
28	186,600	240,300	275,800	319,800	348,100	377,900	425,600	463,700	523,800		
29	188,100	241,600	277,500	321,600	349,800	379,400	427,200	464,700	524,800		
30	190,000	242,800	279,500	323,600	351,800	381,200	428,500	465,400	525,700		
31	191,800	243,800	281,400	325,700	353,700	383,100	429,800	466,200	526,600		
32	193,500	245,000	283,100	327,900	355,500	384,700	431,100	466,900	527,500		
33	195,100	246,400	284,700	329,200	357,400	386,500	432,300	467,600	528,400		
34	196,600	247,600	286,700	331,200	359,300	387,900	433,600	468,400	529,300		
35	198,200	248,800	288,500	333,100	361,100	389,400	434,900	469,100	530,000		
36	199,700	250,100	290,400	335,300	362,800	391,100	436,100	469,700	530,500		
37	201,000	251,000	292,000	337,200	364,200	392,500	437,300	470,200	531,200		
38	202,300	252,400	293,700	339,100	365,500	393,700	438,100	470,800	531,800		
39	203,600	253,900	295,600	341,100	367,000	394,900	438,900	471,500	532,600		
40	204,900	255,400	297,400	343,100	368,400	396,000	439,800	472,100	533,200		
41	206,300	256,800	299,000	345,000	369,700	397,100	440,400	472,600	533,700		
42	207,600	258,200	300,700	346,900	370,600	398,300	441,100	473,100			
43	208,900	259,600	302,300	348,700	371,700	399,600	441,800	473,500			
44	210,200	260,900	303,900	350,700	372,800	400,700	442,500	473,800			
45	211,400	262,200	305,500	352,200	373,600	401,400	443,300	474,100			
46	212,700	263,500	307,200	353,600	374,500	402,100	444,100				
47	214,100	264,900	308,800	355,100	375,500	402,800	444,500				
48	215,400	266,200	310,600	356,600	376,400	403,500	445,200				
49	216,500	267,400	311,600	358,200	377,300	404,100	445,700				
50	217,600	268,500	313,100	359,100	378,100	404,700	446,100				
51	218,600	269,800	314,600	360,300	378,900	405,200	446,500				
52	219,700	271,200	316,200	361,300	379,700	405,600	446,900				
53	220,800	272,200	317,800	362,200	380,400	406,000	447,400				
54	221,900	273,300	319,500	363,300	381,100	406,300	447,800				
55	222,800	274,600	321,100	364,200	381,800	406,600	448,200				
56	223,800	275,900	322,600	365,300	382,500	407,000	448,500				
57	224,300	276,900	324,100	366,200	383,100	407,300	448,800				
58	225,200	278,000	325,300	367,000	383,700	407,600	449,200				
59	226,000	278,900	326,600	367,700	384,300	407,900	449,500				
60	226,900	280,000	327,800	368,400	385,000	408,200	449,800				
61	227,600	281,100	328,500	368,800	385,400	408,500	450,100				
62	228,600	282,100	329,400	369,400	386,100	408,800					
63	229,400	283,000	330,200	370,100	386,700	409,100					
64	230,400	284,000	331,000	370,800	387,300	409,400					
65	231,100	284,600	331,900	371,100	387,700	409,700					
66	231,900	285,500	332,300	371,800	388,300	410,000					
67	232,800	286,300	333,000	372,500	388,900	410,300					
68	233,900	287,200	333,800	373,200	389,500	410,600					
69	234,600	288,200	334,700	373,500	389,900	410,800					
70	235,300	289,000	335,400	374,100	390,400	411,100					
71	235,900	289,800	336,100	374,900	391,000	411,400					
72	236,700	290,600	336,800	375,500	391,600	411,700					
73	237,500	291,400	337,300	375,800	391,900	411,900					
74	238,300	291,900	337,900	376,400	392,300	412,200					

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	75	239,000	292,300	338,400	377,100	392,700	412,500				
	76	239,600	292,800	339,000	377,700	393,100	412,700				
	77	240,300	292,900	339,300	378,100	393,400	412,900				
	78	241,100	293,300	339,800	378,600	393,700	413,200				
	79	241,900	293,500	340,200	379,200	394,000	413,500				
	80	242,600	293,900	340,700	379,700	394,300	413,700				
	81	243,200	294,200	341,100	380,200	394,500	413,900				
	82	243,900	294,400	341,600	380,800	394,800	414,200				
	83	244,600	294,800	342,100	381,300	395,100	414,500				
	84	245,300	295,100	342,700	381,600	395,300	414,700				
	85	246,000	295,400	343,000	382,000	395,500	415,000				
	86	246,700	295,700	343,400	382,500	395,800					
	87	247,400	296,000	343,900	383,000	396,100					
	88	248,100	296,400	344,300	383,400	396,300					
	89	248,700	296,700	344,600	383,800	396,500					
	90	249,200	297,100	345,000	384,300	396,800					
	91	249,500	297,400	345,500	384,700	397,100					
	92	249,900	297,800	345,900	385,100	397,300					
	93	250,200	297,900	346,100	385,400	397,500					
	94		298,100	346,500	385,900						
	95		298,500	347,000	386,300						
	96		298,900	347,400	386,700						
	97		299,100	347,500	387,000						
	98		299,400	348,000	387,500						
	99		299,800	348,400	387,900						
	100		300,200	348,700	388,300						
	101		300,400	349,000	388,600						
	102		300,700	349,400							
	103		301,100	349,800							
	104		301,400	350,200							
	105		301,600	350,800							
	106		301,900	351,200							
	107		302,400	351,600							
	108		302,700	352,000							
	109		302,900	352,500							
	110		303,300	352,900							
	111		303,700	353,200							
	112		304,000	353,500							
	113		304,100	354,000							
	114		304,400								
	115		304,700								
	116		305,100								
	117		305,300								
	118		305,500								
	119		305,800								
	120		306,100								
	121		306,500								
	122		306,700								
	123		307,000								
	124		307,300								
	125		307,600								
再雇用職員		189,700	217,500	258,000	277,600	292,900	318,700	360,900	394,400	446,100	527,500



別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	215,600	277,300	325,200	410,200
	2	217,900	280,400	328,200	412,500
	3	220,100	283,200	331,300	415,000
	4	222,400	286,100	334,400	417,500
	5	224,500	288,900	337,600	419,800
	6	226,700	291,400	340,400	422,300
	7	228,900	293,600	343,100	424,600
	8	231,100	296,100	345,800	427,100
	9	233,400	298,800	348,800	428,800
	10	235,800	301,300	351,900	431,400
	11	238,300	303,800	355,000	433,800
	12	240,700	306,400	358,300	436,100
	13	243,000	308,800	361,300	437,500
	14	245,400	310,900	363,400	439,800
	15	247,900	313,000	365,700	442,000
	16	250,300	314,900	368,400	444,300
	17	252,400	317,100	370,800	446,600
	18	255,600	319,400	373,000	449,100
	19	258,700	321,400	375,400	451,400
	20	261,900	323,400	377,500	453,800
	21	264,800	325,400	379,600	456,000
	22	267,800	328,000	381,700	458,300
	23	270,800	330,600	383,900	460,700
	24	273,700	333,400	385,900	463,000
	25	276,500	335,600	387,500	465,100
	26	279,200	337,800	389,300	467,300
	27	281,700	340,000	391,200	469,400
	28	284,400	342,600	393,100	471,700
	29	287,400	345,000	395,000	473,800
	30	289,800	347,200	396,700	476,100
	31	292,000	349,300	398,400	478,300
	32	294,500	351,300	400,200	480,500
	33	296,900	353,500	401,900	482,400
	34	299,100	355,800	403,700	484,500
	35	301,600	358,100	405,200	486,800
	36	304,000	360,400	407,100	489,100
	37	306,500	362,100	408,200	491,200
	38	308,200	364,100	409,800	493,200
	39	309,900	366,200	411,400	495,100
	40	311,700	368,200	412,900	497,100
	41	313,600	370,100	413,900	499,100
	42	314,400	372,000	415,600	501,000
	43	315,300	373,800	417,100	502,700
	44	316,200	375,700	418,700	504,700
	45	317,100	377,600	420,100	506,600
	46	318,300	379,400	421,700	508,400
	47	319,200	380,900	423,200	510,200
	48	320,300	382,800	424,800	512,200
	49	321,300	384,300	426,200	513,900
	50	322,400	385,900	427,500	515,600
	51	323,300	387,700	428,800	517,400
	52	324,200	389,400	430,100	519,300
	53	325,400	390,500	430,800	521,000
	54	326,500	392,100	431,900	522,600
	55	327,500	393,500	432,800	524,300
	56	328,500	395,100	433,700	525,900
	57	329,400	396,500	434,600	527,500
	58	330,500	397,900	435,500	528,900
	59	331,600	399,300	436,400	530,200
	60	332,600	400,800	437,300	531,400
	61	333,600	402,100	438,200	532,600
	62	334,700	403,500	439,200	533,600
	63	335,800	405,000	440,200	534,600
	64	336,900	406,500	441,300	535,600
	65	337,700	407,600	442,200	536,300
	66	338,800	408,700	443,200	537,200
	67	339,500	409,700	444,200	538,100
	68	340,600	410,800	445,100	539,000
	69	341,200	411,800	446,100	539,900
	70	342,300	412,700	447,200	540,700
71	343,400	413,500	448,100	541,400	

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	72	344,500	414,300	449,100	541,900
	73	344,900	415,200	450,100	542,600
	74	345,900	416,100	451,000	543,100
	75	346,900	416,900	451,900	544,000
	76	347,900	417,700	452,900	544,600
	77	348,900	418,400	453,700	545,100
	78	349,900	418,900	454,200	545,700
	79	350,900	419,300	454,900	546,300
	80	351,800	419,700	455,600	546,900
	81	352,800	420,000	456,400	547,500
	82	353,800	420,400	457,100	
	83	354,800	420,700	457,400	
	84	355,800	421,100	458,000	
	85	356,400	421,400	458,400	
	86	357,000	421,800	458,800	
	87	357,600	422,200	459,200	
	88	358,200	422,600	459,500	
	89	358,900	423,000	459,800	
	90	359,300	423,400	460,200	
	91	359,700	423,800	460,600	
	92	360,200	424,100	460,900	
	93	360,700	424,400	461,200	
	94	361,100	424,800	461,600	
	95	361,600	425,100	461,900	
	96	362,100	425,400	462,200	
	97	362,700	425,700	462,500	
	98	363,200	426,100	462,900	
	99	363,600	426,400	463,300	
	100	364,100	426,700	463,600	
	101	364,500	427,000	463,900	
	102	365,000	427,400		
	103	365,300	427,700		
	104	365,800	428,000		
	105	366,300	428,300		
	106	366,800			
	107	367,300			
	108	367,800			
	109	368,200			
	110	368,700			
	111	369,200			
	112	369,600			
	113	370,000			
	114	370,400			
	115	370,900			
	116	371,300			
	117	371,700			
	118	372,100			
	119	372,600			
	120	373,000			
	121	373,300			
	122	373,700			
	123	374,200			
	124	374,500			
	125	375,000			
	126	375,500			
	127	376,000			
	128	376,400			
	129	376,800			
再雇用職員		285,900	297,100	319,300	404,300

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,400	187,700	223,700	250,100	282,500	330,400	375,400
	2	150,800	189,400	225,300	251,400	284,500	332,400	378,100
	3	152,200	191,000	226,900	252,600	286,800	334,700	380,700
	4	153,600	192,600	228,500	254,100	288,900	336,900	383,500
	5	154,800	194,100	230,000	255,300	291,100	338,800	385,900
	6	156,600	195,700	231,600	256,500	293,200	341,000	388,600
	7	158,400	197,300	233,100	257,700	295,400	343,100	391,300
	8	160,100	198,900	234,700	258,800	297,500	345,300	394,000
	9	161,800	200,500	235,900	260,100	299,500	347,100	396,100
	10	163,500	202,200	237,400	261,100	301,700	349,200	398,400
	11	165,300	203,800	238,900	262,200	303,900	351,500	400,700
	12	167,100	205,600	240,100	263,200	306,100	353,600	402,900
	13	168,600	207,200	241,800	264,500	308,200	355,100	405,000
	14	170,500	208,800	243,200	266,000	310,200	357,100	407,100
	15	172,500	210,400	244,400	267,600	312,300	359,100	409,100
	16	174,500	212,000	245,900	269,000	314,300	361,100	411,200
	17	176,400	213,600	246,900	270,600	316,400	363,000	413,000
	18	178,300	215,200	248,100	272,400	318,500	365,000	415,100
	19	180,100	216,900	249,300	274,200	320,600	367,100	417,000
	20	182,100	218,600	250,500	276,000	322,700	369,100	419,100
	21	184,000	219,900	251,900	277,800	324,500	370,900	420,900
	22	185,500	221,400	252,900	279,700	326,600	372,900	422,500
	23	187,000	222,900	254,000	281,500	328,400	375,100	424,200
	24	188,500	224,400	255,100	283,200	330,400	377,200	425,700
	25	190,200	225,800	256,300	285,000	332,200	378,600	427,200
	26	191,700	227,200	257,700	287,000	334,100	380,400	428,500
	27	193,200	228,500	259,100	288,900	336,200	382,200	429,800
	28	194,600	229,900	260,600	290,700	338,200	384,000	431,200
	29	196,100	231,300	262,100	292,600	339,600	385,800	432,500
	30	197,500	232,700	263,800	294,500	341,400	387,300	433,700
	31	198,800	234,200	265,500	296,300	343,200	388,900	434,900
	32	200,100	235,600	267,100	298,200	345,000	390,600	436,000
	33	201,500	236,800	268,600	299,900	346,700	392,000	437,200
	34	202,900	238,200	270,500	301,600	348,500	393,300	438,400
	35	204,300	239,200	272,200	303,500	350,500	394,600	439,700
	36	205,800	240,500	273,900	305,300	352,300	395,800	440,900
	37	206,900	241,900	275,400	306,700	354,100	396,900	442,200
	38	208,200	243,200	277,100	308,400	355,800	398,100	443,000
	39	209,500	244,300	278,900	309,900	357,400	399,300	443,400
	40	210,800	245,600	280,500	311,600	359,200	400,400	444,100
	41	212,000	247,000	282,100	313,300	360,400	401,200	444,600
	42	213,200	248,200	283,700	315,000	361,500	402,000	445,000
	43	214,500	249,400	285,400	316,600	362,700	402,800	445,400
	44	215,700	250,500	287,200	318,400	363,900	403,600	445,800
	45	216,900	251,600	288,700	319,400	365,100	404,000	446,200
	46	218,000	253,000	290,400	320,800	365,900	404,600	446,600
	47	219,000	254,600	292,100	322,300	367,200	405,100	447,000
	48	220,100	256,000	293,700	323,900	368,300	405,500	447,400
	49	221,100	257,600	295,100	325,300	369,300	405,900	447,700
	50	222,200	259,000	296,700	326,700	370,300	406,200	448,100
	51	223,100	260,400	298,000	327,900	371,300	406,500	448,400
	52	224,100	261,700	299,600	329,200	372,300	406,900	448,700
	53	224,600	262,900	300,900	330,300	373,100	407,200	449,000
	54	225,500	264,300	302,500	331,300	373,900	407,500	449,400
	55	226,200	265,700	303,900	332,400	374,900	407,800	449,700
	56	227,200	267,000	305,400	333,400	375,800	408,100	450,000
	57	227,900	267,900	306,500	333,900	376,300	408,400	450,300
	58	228,800	269,200	307,700	334,900	377,100	408,700	450,700
	59	229,500	270,600	308,900	335,700	377,900	409,000	451,000
	60	230,400	271,900	310,400	336,600	378,700	409,400	451,300
	61	231,300	272,800	311,700	337,400	379,100	409,600	451,600
	62	232,100	274,000	312,900	337,700	379,800	409,900	
	63	233,000	275,300	314,200	338,300	380,500	410,200	
	64	234,100	276,600	315,400	339,000	381,200	410,500	
65	234,700	277,500	316,800	339,600	381,600	410,700		

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	66	235,500	278,700	317,600	340,300	382,200	411,000	
	67	236,300	279,600	318,500	341,000	383,000	411,300	
	68	237,100	280,700	319,300	341,700	383,600	411,600	
	69	237,900	281,700	319,900	342,500	384,000	411,800	
	70	238,600	282,700	320,600	343,000	384,500		
	71	239,300	283,800	321,300	343,600	385,000		
	72	239,900	284,900	321,900	344,200	385,500		
	73	240,600	285,600	322,600	344,500	386,100		
	74	241,400	286,400	322,800	345,100	386,600		
	75	242,200	286,900	323,400	345,600	387,200		
	76	242,900	287,700	324,000	346,200	387,800		
	77	243,400	288,500	324,600	346,700	388,300		
	78	244,000	289,100	325,100	347,200	388,800		
	79	244,600	289,700	325,600	347,700	389,300		
	80	245,200	290,300	326,100	348,100	389,800		
	81	245,500	291,000	326,800	348,400	390,100		
	82	246,000	291,500	327,300	348,700	390,600		
	83	246,400	291,900	327,700	349,100	391,100		
	84	246,800	292,300	328,200	349,400	391,500		
	85	247,100	292,500	328,700	349,900	391,900		
	86		292,700	329,100	350,200	392,400		
	87		292,900	329,300	350,600	392,800		
	88		293,100	329,700	350,900	393,200		
	89		293,500	330,100	351,300	393,600		
	90		293,700	330,500	351,600	394,100		
	91		293,900	330,900	352,000	394,500		
	92		294,200	331,300	352,300	394,900		
	93		294,600	331,600	352,700	395,300		
	94		294,800	331,800	353,000	395,800		
	95		295,000	332,200	353,300	396,200		
	96		295,300	332,500	353,600	396,600		
	97		295,700	332,700	353,900	397,000		
	98		296,000	333,000	354,300			
	99		296,200	333,300	354,700			
	100		296,500	333,600	355,100			
	101		296,800	333,800	355,600			
	102		297,000	334,100	356,000			
	103		297,200	334,600	356,400			
	104		297,500	334,800	356,800			
	105		297,800	334,900	357,300			
	106			335,200				
	107			335,600				
	108			335,800				
	109			336,000				
	110			336,400				
	111			336,800				
	112			337,200				
	113			337,400				
再雇用職員		190,700	217,600	246,200	259,700	285,200	326,500	369,200

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

看護職給料表 職員区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	163,300	191,200	240,200	263,300	288,600	333,600
	2	164,700	193,300	242,000	264,300	290,400	335,800
	3	166,300	195,400	243,800	265,200	292,200	337,800
	4	167,700	197,500	245,600	266,300	294,200	340,000
	5	169,200	199,600	247,100	267,000	296,000	342,000
	6	170,700	201,900	248,400	268,000	297,800	344,200
	7	172,200	204,200	249,600	268,800	299,700	346,400
	8	173,800	206,600	250,900	269,800	301,500	348,500
	9	175,100	209,000	251,900	271,000	303,500	350,000
	10	176,800	210,400	253,000	271,800	305,400	352,100
	11	178,400	211,800	254,000	272,900	307,200	354,000
	12	179,900	213,100	254,900	274,100	309,100	356,000
	13	181,500	214,600	256,200	275,400	310,800	358,000
	14	183,500	216,100	257,300	276,700	312,400	360,200
	15	185,500	217,600	258,100	278,000	314,200	362,300
	16	187,500	218,800	259,100	279,400	316,000	364,300
	17	189,800	220,200	259,800	280,700	317,800	366,300
	18	191,900	221,800	260,700	282,100	319,500	368,400
	19	194,000	223,300	261,700	283,300	321,200	370,500
	20	196,100	224,800	262,700	284,700	322,900	372,600
	21	198,300	226,200	263,600	286,400	324,300	374,300
	22	200,500	227,900	264,600	288,000	325,800	376,500
	23	202,700	229,700	265,500	289,500	327,400	378,600
	24	204,900	231,400	266,500	290,900	328,900	380,600
	25	207,000	232,800	267,700	292,200	330,400	382,700
	26	208,300	234,500	269,000	294,100	331,800	384,300
	27	209,600	236,200	270,300	295,900	333,300	386,200
	28	210,900	238,000	271,500	297,600	335,000	388,100
	29	212,100	239,600	272,700	299,100	336,200	389,900
	30	213,300	241,000	274,200	300,700	337,700	391,700
	31	214,700	242,300	275,800	302,400	339,100	393,600
	32	215,900	243,400	277,200	304,100	340,600	395,400
	33	217,200	244,600	278,900	305,500	342,200	397,100
	34	218,500	245,800	280,400	307,000	343,800	398,900
	35	219,800	246,700	281,700	308,600	345,400	400,700
	36	221,100	247,800	283,000	310,300	346,900	402,400
	37	222,600	248,900	284,600	311,700	348,600	404,000
	38	224,000	250,000	286,100	313,100	350,200	405,700
	39	225,300	250,900	287,600	314,500	351,800	407,600
	40	226,700	252,000	289,000	316,100	353,400	409,400
	41	227,700	252,600	290,500	317,600	354,600	410,900
	42	229,100	253,500	292,000	319,100	356,100	412,400
	43	230,600	254,500	293,500	320,500	357,600	413,900
	44	232,000	255,400	295,200	322,000	359,100	415,300
	45	233,200	256,200	296,500	322,900	360,700	416,400
	46	234,600	257,200	297,900	324,300	361,700	417,500
	47	235,900	258,100	299,400	325,700	363,200	418,600
	48	237,200	259,100	300,900	327,300	364,500	419,800
	49	238,300	260,100	302,200	328,400	365,900	421,100
	50	239,400	261,300	303,500	329,800	367,400	422,200
	51	240,400	262,600	304,700	331,100	368,700	423,500
	52	241,500	263,800	306,100	332,400	370,100	424,600
	53	242,600	264,900	307,500	333,800	371,600	425,800
	54	243,700	266,400	308,800	335,300	372,800	426,800
	55	244,700	267,800	310,300	336,700	373,900	427,900
	56	245,800	269,200	311,700	338,000	375,200	429,000
	57	246,600	270,900	312,600	338,900	376,300	430,100
	58	247,600	272,500	313,800	340,200	377,200	430,600
	59	248,300	274,000	315,000	341,400	378,200	431,300
	60	249,300	275,500	316,400	342,800	379,200	431,700
	61	250,200	276,900	317,500	343,900	379,800	432,300
	62	251,200	278,500	318,900	344,800	380,600	432,800
	63	252,000	280,000	320,200	346,000	381,400	433,200
	64	253,000	281,300	321,400	347,300	382,200	433,700
65	254,000	282,800	322,700	348,400	383,000	434,300	

## 看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	66	255,000	284,300	324,000	349,600	383,700	434,700
	67	256,100	285,800	325,300	350,900	384,500	435,000
	68	257,000	287,400	326,700	352,000	385,200	435,300
	69	257,800	288,500	327,400	353,000	385,800	435,700
	70	258,900	290,000	328,500	354,000	386,400	
	71	260,000	291,500	329,600	355,100	387,100	
	72	261,200	292,900	330,500	356,200	387,700	
	73	262,700	294,100	331,800	357,000	388,400	
	74	264,000	295,500	332,500	358,100	388,900	
	75	265,300	296,700	333,600	359,300	389,500	
	76	266,500	298,000	334,900	360,400	390,000	
	77	267,500	299,400	336,000	361,100	390,400	
	78	268,600	300,700	337,200	361,900	391,100	
	79	270,000	301,900	338,300	362,700	391,600	
	80	271,200	303,300	339,500	363,400	391,900	
	81	272,200	303,900	340,600	364,000	392,200	
	82	273,200	305,100	341,700	364,500	392,700	
	83	274,300	306,200	342,800	365,100	393,100	
	84	275,400	307,400	343,900	365,600	393,400	
	85	276,200	308,500	344,800	366,200	393,700	
	86	277,100	309,700	345,800	366,800	394,200	
	87	278,300	311,000	346,700	367,400	394,700	
	88	279,400	312,100	347,700	367,900	395,100	
	89	280,300	313,400	348,700	368,300	395,400	
	90	281,200	314,600	349,500	368,700	395,800	
	91	282,000	315,800	350,300	369,300	396,300	
	92	283,000	317,000	351,200	369,800	396,700	
	93	283,900	317,800	351,800	370,100	397,100	
	94	284,900	318,600	352,400	370,600	397,500	
	95	285,800	319,300	353,100	371,000	398,000	
	96	286,900	319,900	353,700	371,300	398,400	
	97	287,600	320,600	354,100	371,900	398,900	
	98	288,400	320,900	354,500	372,400	399,300	
	99	289,000	321,500	355,000	372,900	399,800	
	100	289,900	322,200	355,400	373,400	400,200	
	101	290,700	322,600	355,900	374,000	400,600	
	102	291,500	323,200	356,300	374,500		
	103	292,300	323,800	356,800	375,100		
	104	293,100	324,400	357,200	375,500		
	105	293,800	324,800	357,500	376,100		
	106	294,400	325,300	358,000	376,600		
	107	294,900	325,800	358,400	377,100		
	108	295,400	326,400	358,800	377,600		
	109	295,600	326,800	359,300	378,200		
	110	295,900	327,200	359,800	378,600		
	111	296,100	327,500	360,300	379,100		
	112	296,500	327,800	360,800	379,600		
	113	296,800	328,200	361,300	380,200		
	114	297,000	328,600	361,800			
	115	297,400	329,000	362,300			
	116	297,700	329,300	362,700			
	117	298,000	329,500	363,100			
	118	298,300	329,800	363,500			
	119	298,600	330,200	364,000			
	120	299,000	330,400	364,500			
	121	299,300	330,600	364,900			
	122	299,700	330,900	365,400			
	123	300,000	331,200	365,900			
	124	300,400	331,500	366,400			
	125	300,600	331,700	366,800			
	126	300,800	332,000				
	127	301,100	332,400				
	128	301,500	332,600				
	129	301,700	332,700				
	130	302,000	333,000				
	131	302,500	333,400				
	132	302,900	333,600				
	133	303,100	333,900				

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	134	303,400	334,400				
	135	303,800	334,800				
	136	304,100	335,200				
	137	304,300	335,500				
	138	304,600	335,900				
	139	305,000	336,300				
	140	305,300	336,700				
	141	305,500	337,000				
	142	305,900	337,400				
	143	306,300	337,700				
	144	306,600	338,100				
	145	306,700	338,400				
	146	307,000	338,800				
	147	307,300	339,200				
	148	307,700	339,600				
	149	307,900	339,900				
	150	308,100	340,300				
	151	308,400	340,700				
	152	308,700	341,100				
	153	309,100	341,400				
	154	309,300					
	155	309,500					
	156	309,800					
	157	310,200					
	158	310,500					
	159	310,800					
	160	311,100					
	161	311,500					
	162	311,800					
	163	312,100					
	164	312,400					
	165	312,800					
	166	313,100					
	167	313,400					
	168	313,700					
	169	314,100					
再雇用職員		237,700	258,200	265,500	275,800	292,300	329,900

## 別表第5(第6条関係)

## 現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	130,500	182,600	204,500	252,200	281,900
	2	131,400	184,100	206,000	253,400	283,800
	3	132,400	185,600	207,400	254,600	285,600
	4	133,400	187,100	208,700	255,800	287,500
	5	134,400	188,400	210,000	256,700	289,300
	6	135,400	190,000	211,400	258,000	291,100
	7	136,400	191,400	212,800	259,100	292,800
	8	137,400	192,700	214,300	260,300	294,700
	9	138,200	194,100	215,700	261,400	296,300
	10	139,200	195,300	217,300	262,600	298,100
	11	140,200	196,600	218,900	263,800	299,800
	12	141,400	197,800	220,300	265,000	301,600
	13	142,200	199,000	221,700	266,000	303,200
	14	143,200	200,100	223,200	267,100	304,900
	15	144,200	201,200	224,700	268,100	306,500
	16	145,200	202,300	226,000	269,100	308,000
	17	146,300	203,400	226,900	270,300	309,500
	18	147,500	204,500	227,700	271,500	311,200
	19	148,700	205,600	228,600	272,600	312,800
	20	150,000	206,600	229,700	273,500	314,500
	21	151,100	207,600	230,600	274,500	315,600
	22	152,300	208,700	232,100	275,600	317,000
	23	153,500	209,800	233,400	276,700	318,500
	24	154,700	210,800	234,500	277,700	320,000
	25	155,900	211,700	236,000	278,700	321,200
	26	157,500	212,600	237,300	279,800	322,700
	27	159,000	213,300	238,700	280,900	324,100
	28	160,500	214,300	240,000	282,000	325,500
	29	161,900	215,200	241,000	282,900	327,200
	30	163,400	216,400	242,200	284,000	328,400
	31	164,900	217,400	243,500	285,000	329,700
	32	166,500	218,300	244,700	286,100	330,900
	33	168,000	219,000	245,900	286,900	332,000
	34	169,800	220,200	247,200	287,800	332,900
	35	171,600	221,300	248,300	288,700	334,000
	36	173,500	222,600	249,500	289,800	335,200
	37	175,300	223,300	250,800	290,400	336,300
	38	177,000	224,500	252,000	291,300	337,400
	39	178,700	225,700	253,300	292,200	338,400
	40	180,400	226,800	254,700	293,100	339,400
	41	182,100	227,700	255,700	293,800	340,400
	42	183,500	228,900	257,000	294,900	341,400
	43	184,900	230,000	258,100	295,900	342,500
	44	186,300	231,100	259,400	296,800	343,500
	45	187,800	232,200	260,300	297,500	344,400
	46	189,200	233,300	261,400	298,400	345,400
	47	190,700	234,400	262,700	299,300	346,400
	48	192,100	235,400	263,700	300,200	347,400
	49	193,400	236,400	264,900	300,900	348,300
	50	194,600	237,500	266,100	301,500	349,200
	51	195,700	238,700	267,300	302,300	350,100
	52	196,900	239,900	268,200	303,100	351,000
	53	198,100	241,000	269,200	303,700	351,800
	54	199,200	242,000	270,400	304,500	352,600
	55	200,300	242,900	271,600	305,200	353,400
	56	201,400	243,700	272,800	305,900	354,100
	57	202,500	244,600	273,600	306,600	354,800
	58	203,500	245,600	274,600	307,300	355,600
	59	204,500	246,700	275,700	308,100	356,400
	60	205,600	247,600	276,700	308,800	357,100
	61	206,700	248,500	277,800	309,400	357,800
	62	207,600	249,400	279,000	310,200	358,600
	63	208,500	250,300	279,800	310,900	359,300
	64	209,400	251,200	280,900	311,600	360,000
	65	210,100	252,000	281,700	312,100	360,600
	66	210,900	252,800	282,500	312,600	361,100
	67	211,600	253,600	283,300	313,200	361,600
	68	212,400	254,400	284,100	313,800	362,100
	69	212,800	255,200	284,800	314,400	362,500
	70	213,400	255,800	285,600	314,800	363,000
	71	213,800	256,200	286,500	315,300	363,500
	72	214,400	256,600	287,200	315,800	364,000
73	214,600	256,800	288,000	316,100	364,400	



現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	74	215,200	257,200	288,700	316,600	364,900
	75	215,700	257,700	289,500	317,100	365,400
	76	216,500	258,200	290,300	317,500	365,900
	77	216,700	258,600	290,900	317,700	366,300
	78	217,400	259,000	291,400	318,000	366,900
	79	217,900	259,500	291,900	318,400	367,400
	80	218,500	260,000	292,300	318,700	367,900
	81	219,200	260,300	292,700	319,000	368,300
	82	219,700	260,600	293,100	319,300	368,800
	83	220,300	260,900	293,600	319,600	369,300
	84	221,000	261,200	294,200	319,900	369,800
	85	221,700	261,400	294,600	320,100	370,200
	86	222,200	261,600	295,200	320,500	370,700
	87	222,700	262,000	295,800	320,800	371,200
	88	223,400	262,300	296,400	321,000	371,700
	89	223,900	262,500	296,700	321,200	372,100
	90	224,500	262,700	297,200	321,500	372,600
	91	225,100	263,100	297,700	321,800	373,100
	92	225,600	263,300	298,100	322,100	373,600
	93	226,000	263,600	298,500	322,300	374,000
	94	226,500	264,000	299,000	322,600	374,500
	95	227,000	264,300	299,500	322,900	375,100
	96	227,500	264,600	300,000	323,100	375,600
	97	228,000	264,800	300,300	323,300	376,000
	98	228,500	265,100	300,700	323,600	376,500
	99	229,000	265,300	301,200	323,900	377,000
	100	229,500	265,600	301,700	324,100	377,500
	101	230,000	265,900	302,200	324,300	
	102	230,500	266,100	302,600	324,600	
	103	231,100	266,400	302,900	324,900	
	104	231,700	266,700	303,200	325,100	
	105	232,100	266,900	303,500	325,300	
	106	232,600	267,100	303,900	325,600	
	107	232,900	267,400	304,300	325,900	
	108	233,300	267,600	304,700	326,100	
	109	233,500	267,900	305,000	326,400	
	110	233,900	268,200	305,400	326,700	
	111	234,400	268,500	305,800	327,000	
	112	234,900	268,700	306,100	327,200	
	113	235,100	268,900	306,300	327,400	
	114	235,600	269,200	306,600	327,700	
	115	236,100	269,400	306,900	328,000	
	116	236,600	269,600	307,100	328,200	
	117	236,900	270,000	307,300	328,400	
	118	237,300	270,300	307,600	328,700	
	119	237,800	270,600	307,900	329,000	
	120	238,200	270,900	308,100	329,200	
	121	238,600	271,000	308,300	329,400	
	122		271,300	308,600	329,700	
	123		271,600	308,900	330,000	
	124		271,900	309,100	330,200	
	125		272,000	309,300	330,400	
	126		272,300	309,600	330,700	
	127		272,600	309,900	331,000	
	128		272,900	310,200	331,200	
	129		273,000	310,400	331,400	
	130		273,300	310,700	331,700	
	131		273,600	311,000	332,000	
	132		273,900	311,200	332,200	
	133		274,000	311,400	332,400	
	134		274,300		332,700	
	135		274,600		333,000	
	136		274,900		333,200	
	137		275,000		333,400	
	138				333,700	
	139				334,000	
	140				334,200	
	141				334,500	
再雇用職員		195,600	206,900	225,600	246,700	277,700

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	715,000
2	771,000
3	828,000
4	906,000
5	977,000
6	1,048,000
7	1,121,000
8	1,190,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は言語聴覚士の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務